

社会福祉法人 悠 定款

第一章 総則

(目的)

第一条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

(イ) 特別養護老人ホームの経営

(2) 第二種社会福祉事業

(イ) 老人短期入所事業の経営

(名称)

第二条 この法人は、社会福祉法人 悠という。

(経営の原則等)

第三条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の独居高齢者、子育て世帯、経済的に困窮する者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事業所の所在地)

第四条 この法人の事務所を愛知県丹羽郡扶桑町大字高雄字郷東3 1 2 番に置く。

2 前項のほか、従たる事務所を愛知県小牧市大字入鹿出新田字郷中5 3 9 番1に置く。

第二章 評議員

(評議員の定数)

第五条 この法人に評議員 7 名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第六条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、外部委員 3 名にて構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の 1 名以上が出席し、かつ、外部委員の 1 名以上が賛成することを要する。

(評議員の資格)

第七条 社会福祉法第四十条第四項及び第五項を遵守する

(評議員の任期)

第八条 評議員の任期は、選任後四年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された評議員の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

3 評議員は、第五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第九条 評議員に対して、各年度の総額が 3 0 0, 0 0 0 円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第三章 評議員会

(構成)

第十条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第一一条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) 事業計画及び収支予算
- (10) 臨機の措置（予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄）
- (11) 解散
- (12) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第一二条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3カ月以内に一回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第一三条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第一四条 評議員会の議長は、その都度評議員の互選とする。

(決議)

第一五条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第一七条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）

- 第一六条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人二名がこれに記名押印する。

第四章 役員及び職員

（役員の定数）

- 第一七条 この法人には、次の役員を置く。
- (1) 理事 六名
 - (2) 監事 二名
- 2 理事のうち一名を理事長とする。
- 3 理事長以外の理事のうち、一名を業務執行理事とする。

（役員の選任）

- 第一八条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
- 2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（役員の資格）

- 第一九条 社会福祉法第四十四条第六項を遵守する
- 2 社会福祉法第四十四条第七項を遵守する

（理事の職務及び権限）

- 第二〇条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行

する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第二一条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第二二条 理事又は監事の任期は、選任後二年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 理事又は監事は、第一七条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第二三条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第二四条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(職員)

第二五条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理

事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第五章 理事会

（構成）

第二六条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

（権限）

第二七条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- （1）この法人の業務執行の決定
- （2）理事の職務の執行の監督
- （3）理事長及び業務執行理事の選定及び解職

（招集）

第二八条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

（議長）

第二九条 理事会の議長は、その都度理事の互選とする。

（決議）

第三〇条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第三一条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第六章 資産及び会計

(資産の区分)

第三二条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の二種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 現金

100万円

(2) 土地

愛知県丹羽郡扶桑町大字高雄字郷東 312 番	宅地	1,027.00 平方メートル
愛知県丹羽郡扶桑町大字高雄字郷東 314 番	宅地	506.00 平方メートル
愛知県小牧市大字入鹿出新田字郷中 539 番 1	宅地	350.67 平方メートル
愛知県小牧市大字入鹿出新田字郷中 540 番	宅地	710.74 平方メートル
愛知県小牧市大字入鹿出新田字郷中 541 番	宅地	710.74 平方メートル

(3) 建物

愛知県丹羽郡扶桑町大字高雄字郷東 312 番地、311 番地、314 番地	に所在する
木造合金メッキ鋼板ぶき平家建	1,098.68 平方メートル
愛知県小牧市大字入鹿出新田字郷中 539 番地 1、540 番地、541 番地	に所在する
木造合金メッキ鋼板ぶき二階建	1 階 747.15 平方メートル
	2 階 723.34 平方メートル

3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第二項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第三三条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数（現在数）の三分の二以上の同意及び評議員会の承認を得て、愛知県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、愛知県知事の承認は必要としない。

- 一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- 二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第三四条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第三五条 この法人の事業計画書及び収支予算書については毎会計年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事総数（現在数）の三分の二以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第三六条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第三七条 この法人の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第三八条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第三九条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしよ

うとするときは、理事総数（現在数）の三分の二以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。

第七章 解散

（解散）

第四〇条 この法人は、社会福祉法第四六条第一項第一号及び第三号から第六号までの解散事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第四一条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第八章 定款の変更

（定款の変更）

第四二条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、愛知県知事の認可（社会福祉法第四五条の三六第二項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を愛知県知事に届け出なければならない。

第九章 公告の方法その他

（公告の方法）

第四三条 この法人の公告は、社会福祉法人 悠の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

（施行細則）

第四四条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員、評議員は次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長 安田 芳彦
理 事 安田 雅美
〃 河田 幸男
〃 加藤 芳文
〃 森島 勝美
〃 吉田 真一郎
監 事 平松 隆男
〃 前田 憲昭

この定款は、平成29年4月1日から施行する。

第五条で定める評議員の人数は、平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間は「4名」とする。

この定款は、令和3年6月1日から改定する

この定款は、令和5年7月1日から改定する

この定款は、令和6年3月6日から改定する

この定款は、令和6年7月10日から改定する

日常の業務として理事会が定めるもの

1 「施設長等の任免その他重要な人事」を除く職員の任免

(注) 理事長が専決できる人事の範囲

2 職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること

3 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

(注) 当該処分について理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決すること。

4 設備資金の借入に係る契約であつて予算の範囲内のもの

(注) 当該契約について理事長個人が特別な利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決すること。

5 建設工事請負や物品納入等の契約のうち次のような軽微なもの

ア 日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々の購入

イ 施設設備の保守管理、物品の修理等

ウ 緊急を要する物品の購入等

(注1) 理事長が専決できる契約の金額及び範囲については、随意契約によることができる場合の基準も参酌しながら、法人の判断により決定することが必要であるので、理事

会があらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

(注 2) 当該契約について理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決すること。

- 6 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分
ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

(注 1) 理事長が専決できる取得等の範囲については、法人の判断により決定することが必要であるので、理事会があらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと

(注 2) 当該取得等について理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決すること。

- 7 損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却又は廃棄。

ただし、法人運営に重大な影響がある固定資産を除く。

(注 1) 理事長が専決で処分できる固定資産等の範囲については、法人の判断により決定することが必要であるので、理事会があらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと

(注 2) 当該売却等について理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決すること。

- 8 予算上の予備費の支出

- 9 入所者・利用者の日常の処遇に関すること

- 10 入所者の預り金の日常の管理に関すること

- 11 寄附金の受入れに関する決定

ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

(注) 寄附金の募集に関する事項は専決できないこと。

なお、これらの中には諸規程において定める契約担当者に委任されるものも含まれる。

定款第二十七条に定める日常の業務としての理事長の専決事項

- 1 「施設長の任免その他重要な人事」を除く職員の任免
- 2 職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること
- 3 債務の免除・効力の変更の内、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの
ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
- 4 設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲内のもの
- 5 建設工事請負や物品納入等の契約のうち次のような軽微なもの
 - ア 日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々の購入
 - イ 施設設備の保守管理、物品の修理等
 - ウ 緊急を要する物品の購入等
- 6 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分
ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
- 7 損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却又は廃棄
ただし、法人運営に重大な影響がある固定資産を除く。
- 8 予算上の予備費の支出
- 9 入所者・利用者の日常の処遇に関すること
- 10 入所者の預り金の日常の管理に関すること
- 11 寄附金の受入れに関する決定
ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

一般・人事に関する事案			
事案／専決者区分		理事長専決事項	施設長専決事項
1	法人業務の基本に関すること	○	—
2	理事会の招集及び議案の提出に関すること	○	—
3	規程、規則等の制定・改廃に関すること	○	—
4	予算の編成及び決算の調整に関すること	○	—
5	予算の流用、予備費の支出に関すること	○	—
6	設備資金の借入に係る契約で予算の範囲内のもの	○	—
7	公示・公告に関すること	○	—
8	寄附金の募集及び受領に関すること	○	—
9	訴訟に関すること	○	—
10	債権の免除・効力の変更に關すること	○	—
11	法人の組織及び権限に関すること	○	—
12	職員の任免（施設長を除く）に関すること	○	—
13	職員の配置に関すること	○	—
14	職員の初任給に関すること	○	—
15	職員の昇給に関すること	○	—
16	職員の職務任免に関すること	○	—
17	職員の休職、復職、退職に関すること	○	—
18	職員の表彰、制裁、解雇に関すること	○	—
19	職員の人事記録及び身分証明に関すること	○	—
20	役員の研修に関すること	○	—
21	金融機関を指定すること	○	—
22	事業及び予算の執行	○	—
23	官公庁に対する許認可申請及び届出に関すること	○	—
24	諸証明に関すること	○	—
25	職員の施設内配置に関すること	—	○
26	職員の休暇、欠勤、職務免除等に関すること	—	○
27	職員の時間外勤務命令に関すること	—	○
28	職員の出張に関すること	—	○
29	職員の育児・介護休業等に関すること	—	○
30	職員の扶養、通勤手当等諸手当に関すること	—	○

31	職員の健康診断の実施に関する事	—	○
32	被服貸与等に関する事	—	○
33	入居者の日常の処遇に関する事	—	○
34	入居者の預り金の日常の管理に関する事	—	○
35	施設・設備の保守管理、物品の修理等に関する事	—	○
36	薬品、給食材料の処分に	—	○
37	自動車の運行管理に関する事	—	○
38	職員の日常の労務管理、福利厚生に関する事	—	○
39	職員の研修に関する事	—	○
※専決事項の内、法人運営に重大な影響があるものを除く。			
収入に関する事案			
事案／専決者区分		理事長専決事項	施設長専決事項
1	委託費及び補助金に関する事	○	
2	過誤返納の充当又は還付に関する事	—	○
3	繰越金及び繰入金に関する事	○	—
4	受贈の承認、寄附金に関する事	○	—
5	その他の収入に関する事	—	○
支出に関する事案			
事案／専決者区分		理事長専決事項	施設長専決事項
1	物品の購入及び売却又は廃棄に関する事	100 万以上 500 万未満	100 万未満
2	請負又は委託に関する事	100 万以上 1,000 万未満	100 万未満
3	報酬、給与、旅費、賃金、日用品等定期的支出に関する事	—	○
4	分担金、負担金に関する事	○	—
5	予算外の緊急を要する物品の購入等	○	—